

第36回「安全管理マーク審議会」議事録
開催日：平成30年6月21日（木）
会場：東京文具工業健保会館 5階 ホール

1. 試買品テスト報告及び当該試買品テスト報告に関する質疑応答

平成29年度 安全管理マーク商品テスト報告書並びに安全管理マーク規定に沿って、

1. テストの目的
2. 試験項目及び試験方法
3. 試験検査機関（指定機関）
4. 資料数
5. 資料購入期間
6. 有害物質試験
7. 硬さ試験
8. 移行性試験
9. 消し能力試験

について説明があり適合の可否に関し、すべての項目について、適合している旨、赤井委員より報告があった。（補足説明は以下の通り。）

なお、上記試験及び結果の補足説明として、以下の報告があった。

<補足説明> 1. 赤井委員より「平成29年度 安全管理マーク商品テスト報告書の1. テストの目的に記された、本年度は平成17年の安全管理マーク審議委員会の決議に基づき、各委員より提出された試料について試験を行なった。」に関して経緯を説明するよう事務局に指名があり、事務局より「試買テストは安全管理マーク規定の8頁の9. 審議会の項に書かれていて、年1回開催され、構成する参加者の構成や議論する内容について書かれているが、(4)に、日本国内で販売されている字消しの性能を確認する為に1年に1回試買テストを行ないその結果を審議する。その試験は日本文化用品安全試験所で行なうと規定されていることに基づいて行なっている。初期は、現状行なっているやり方で会員がサンプルを出してやるとの方法で継続していたが問題となるようなことも起こらなかったため、その後、委員の先生方に実際に市場にあるものを買ってきて貰って試験を行なったとのことであるが、この時も特に問題となるようなことはなかった。その後、日本製でなく外国製のものの評価を行なう等いろいろ行って来たが問題はなかった。そのような状況下で、平成17年の審議会の折に、再度、工業会の会員の出すサンプルを評価して貰えないか。試買テスト以外にも定期的に自社製品を試験することを義務付けられていて、試買テストのデータを活用できたら試験費用の軽減もできるとのこと、その折にご提案させていただき、委員の先生方のご了承を得ましたので、その後この方法で行なっている。このことを平成17年の決議に基づきとのことで明記して貰っている。」との報告があった。

<補足説明> 2. 移行性試験について

赤井委員より「試料6. の備考の欄に書いたように、試験片の幅が本来15mm以上が要求されるが13mmと云うことだったので、そのことを明記した。この点に関し、試験結果に影響はないものと考えている。」との報告があった。

<補足説明> 3. 試料№1の6Bかきかた消しゴムについて

使用・消費者側委員より「試料№1の6Bかきかた消しゴムは、6Bの鉛筆用か。」との問い合わせがあり、会員側より「濃い鉛筆用を目指して開発した消しゴムである。」との説明があり、同使用・消費者側委員より「見た感じ小学生一年生が使うと云う感じがしたが、前回は話がありましたが、今使われているものが6Bの鉛筆なのではないでしょうか。」に対し、会員側より「今は4Bが多いようであるが、6Bも使えるとのことでの名称となった。」との説明があった。

<補足説明> 4. 試料№6のフォームイレーサー ピュアスリムについて

使用・消費者側委員より「4. 試料№6のフォームイレーサー ピュアスリムは、塩ビ製消しゴムに何かが混ざると透明になるのか。」との質問があり、会員側より「簡単に言えばシリカ、つまり、ガラスの粉を入れると透明になる。今まで透明の消しゴムで消えなかったものが多かったが、よく消えるようになったので特許申請している。また、ここ最近結構人気が出てきている。」との説明があり、同使用・消費者側委員より「この色具合は、ガムみたいですが、大人向けの字消しとの位置づけか。」との質問があり、使用・消費者側委員より「細めのタイプの消しゴムの方が筆箱に入り易い。シャープペンシルみたいに繰り出すタイプの消しゴムがある。」との回答があり、使用・消費者側委員より「今使っているのがこれでシャープペンシルに繰り出し式の消しゴムが備わっている。しかし、今は本体も替えゴムも販売されていない。専門店から量販店まで搜したが、これ一本あると筆箱無しで行けるので、今も大事に使っている。」との発言があった。使用・消費者側委員がフォームイレーサー ピュアスリムの消字性能を評価しながら「この手の色の消しゴムは消えにくいとの先入観があった。」との発言があり、使用・消費者側委員より「色鉛筆で書かれた塗り絵を色抜きをする時にすごく鋭角の消しゴムが便利で、カドの鋭角なものを重宝している。」との発言があった。

<補足説明> 5. 今回のサンプルがすべて塩ビ製であった点に関連して

使用・消費者側委員より「今回の試験で、たまたまなん時間経過でしようが、すべてが塩ビ製、どうでしょう、非塩ビはまだまだ人気がない。どちらかと云うと塩ビの方が若干よく消える。非塩ビもそこそこよく消えるようになってきたが、市場としてはまだまだそこまで浸透していないようだ。」との意見があり、工業会側より「非塩ビは昔と比べると消えるようになって来たが、比較されると消えづらい。指定されるとつくるが、積極的にはつくっていない。それとブリードが出やすい。」との説明があり、使用・消費者側委員より「何が出やすい。」の質問に対し、工業会側より「抑えてはいるが、中の成分が一部滲み出てくる。現象としてスリーブに滲み出てくる。」との説明があり、併せて、工業会側より「消費者が感じられる消え方について、試験装置で消すと大差がないが、人間が消す時に感じる感覚と云うのは、相当シビアで、消すときに何回か擦りますけれども、最初の擦ったときの消え具合とかも評価されていて、全体として、何回もゴシゴシすると大差はないがそのような点を消費者の皆様は敏感に評価されているからお店に並ばないと考えている。お店に並ぶと買ってみようかと思われるお客さんもいると思うが、当時環境改良型消しゴムと云うことで並んでいたが、時間経過と共に自然の流れで、お店の置くスペースが決まっているので、売れ筋を置くことになってくる。欲しいのでお店に問い合わせすと、取り寄せするので1箱お願いしますと云うこともあると聞いている。現状としては消える

ものをお客さんが選択しているのではないかと思っている。昔は並んでいたものが無くなったと云うのは環境と云う波が引いて行ったとか、未曾有の自然災害等が起こって、環境やリサイクルどころでないという状況もあるのではないかと感じている。消しゴムについても、メーカーの方でも以前はそれなりの品揃えがあったが減ってきていると感じている。」との認識が示され、更に工業会側より「お客さんから、そういう要望も減って、非塩ビの消しゴム下さいと云われなくなった。業界によっては、非塩ビと云うところもあるが」との発言があった。使用・消費者側委員より「2017年に、香港で消しゴムを検査し、塩ビの可塑剤のことが書いてある。可塑剤としてはフタル酸エステルで、日本でも玩具は規制対象となっている。香港消費者委員会は、市販の消しゴム25銘柄を試験して、フタル酸エステルの含有量は台湾の規制で製品重量の0.1%に照らして8種類のフタル酸エステルの含有量調べたところ、1銘柄を除く24銘柄で、9銘柄から1種類、14銘柄から2種類、残り1銘柄からは3種類検出された。私も小さい子が居るので、尋常じゃない消しカスの量が出て、パッパ、パッパ掃う。こんなところを見ると、市場に非塩ビがあってもいいのかなと思うが見ない。玩具類には規制がなされているが。」との意見があり、使用・消費者側委員より「内分泌物質としての規制があり、急性中毒ではないが長期的な問題があって、消しゴムそのものは、リスクとして、異物的、物理的な問題であるという事で中毒センターの対象から外れているが、消しカスの問題とか商品について、心配としていつか問題になってくるかも知れない。非塩ビの方がよいのではないかと思います。」との発言があった。また、続いて使用・消費者側委員より「遠い未来か、近い将来かわからないが、それを消費者サイドにも、しっかり説明して頂いて、そう云えばそうだったかなと云うところなので、玩具はかなりシビアにやられていて、業界としてもその方向に、そして、そこを私達も納得して使って行きたい。非塩ビだから消えなくてもいいということにはならないと思う。」との発言があった。

工業会側より「塩ビであるが、非フタル酸化への動きも若干ある。」との報告があり、使用・消費者側委員より「それでも行けるんですか。」との発言があり、工業会側より「塩ビの問題は残ったとしても、可塑剤の問題は解決し易いのかなと、海外からもそう云う動きがある。消字力的にはデメリットが少なく、非塩ビが消字力の点で消費者の方々に広がらないと云う現実もあると思われ、個人的な意見であるが非塩ビタイプより非フタル酸系可塑剤の対応の方が進むのではないかと考えている。特に台湾とか韓国また欧州も、この方向で進められていると認識している。」との認識が示され、使用・消費者側委員より「可塑剤をフタル酸以外に、具体的に」との質問があり、また、使用・消費者側委員より「成分表示をしては。」との意見があった。使用・消費者側委員より「元々昔はゴムであったので、帰って行くのかなと云う気もする。」との発言に対して、工業会側より「熱可塑性エラストマーと云うものがありまして、シャープペンシルのグリップするところに使われているぷにゅぷにゅしたゴムライクなもので、ゴムの感触なんですけれども、ゴムでもないプラスチックでもないようなもので、成形方法は従来のプラスチックの成形方法が使えると云うゴム素材で、広く使われている。ゴムと云うのは成形加工するのに時間や手間が掛かるためコスト高となる。熱可塑性エラストマーと云う材料を使うと普通のプラスチックと同じ成形方法が使えて、ゴム状の成型品をつくる事が出来るので生産性が向上する。この材料を使って如何に上手によく消える消しゴムをつくるかがポイントで、元々の天然ゴムで出来た字消しは消え難い。それと比較をするとこの熱可塑性エラストマーを使った字消しは遙かによく消えるが、しかし、塩ビ製と比べるとやや劣ると云う点が市場で広がらない一つの要因と考えているが、将来的に、今後の開発の方向性としては、非塩ビと呼ばれる熱可塑性エラストマー使ったものと、先ほどお話しがありました、塩ビで可塑剤を

替えていくと云うことが考えられる。但し、代替品の知見が不十分であると云う現実もあり、化学物質の取り扱いについては替えてしまった方が悪かったと云うことが無いよう、現時点でベストなものを選択して使っていると考えている。」との発言があり、使用・消費者側委員より「代替物質についても注意しなければならない。」との認識も示され、工業会側より「この中には、消しゴム以外の文房具を扱っているメーカーもいて、消しゴムだけの狭い範囲だけではなく、海外の規制についても詳しい人たちがいますので、知見を共有して対処して行きたいと考えている。」との発言があった。使用・消費者側委員より「ある日突然、ストローがなくなるようになる」と云うようなこともあるので、そのようなことにならないようにしていただきたい。」との発言があった。

2. 最近の筆記時の筆圧について

使用・消費者側委員より「日本人も筆圧が落ちて来ていますね。」との発言があり、工業会側より「お子さんたちも昔だとHBとかHだったのが、今ではBとか4Bとかになって来ている。濃いと云うか軟らかい鉛筆でないとなんとした字が書けないと云う変化も見受けられる。」との認識が示された。使用・消費者側委員より「昔、Fと云う鉛筆がありました。今はHBを使っている。」との発言があった。

3. 有害物質の試験方法について

使用・消費者側委員より「有害物質の規準ですけれども、アンチモンとかヒ素だったり以前は国際的な基準が一度改正されて、最近では改正があるとの様な話があるのでしょうか。」との質問があり、村田委員より「ISO化はまだされていないがEN-71のパート3が改正されたので、いずれこの規制がISO化されることも考えられ、今回種類も増えているので、今後の動きを見ておくことが必要である。」との見解が示された。工業会側より「もともとは玩具の安全性に関するISOの8124と云う規制があつて、こちらと同じ規格となっている。」との発言があり、村田委員より「文房具も、もともと子供が使うと点から採用している。」との見解が示された。

4. 安全管理マーク審議会の発足の経緯について

事務局より「審議会が立ち上がった際の古い資料があり、既に35年が経っています。工業会も世代交代していて、当時をご存知なのはこの中で唯一は村田委員ではないかと思えます。その時の資料のコピーを本日持って来ましたので、それらの資料を見て貰いながら関連する話をしたいと思えます。この会の20回目から事務局を担当して、15年になり、前任者からこれまでのことについて話を聞いてはおりますが、いつも話しに出てくるのが、東北でおばあさんが冷蔵庫に入っていた板チョコそっくりの消しゴムを食べてしまったので、毒は無いのかと云うことで、消費者センターに持って行き、それを分析したら、有害物質が出てきたと云う話でしたので、そのことが書いてある資料は無いのかとのことで、今回、資料を保存してあるロッカーの中を捜して見ましたが、そのおばあさんの板チョコの案件は出て来ませんでした。本日、資料でお出ししたのは、安全管理マーク審議会が出来た経緯を示した書面で、併せて、昭和57(1982)年4月6日の新聞のコピーも資料として出ささせていただきましたが、県の消費者センターが最初から消しゴムを調べた訳でなく、色々なものを調べていて、この比較テストは、今回で3回目でカーテン地や麺つゆを試買テストしたと書いてあります。消しゴムを試買テストと対象としたのも特に消しゴムに問題があったからと云うことではなく、消しゴムもその一つとして対象となったようである

が、56個のサンプルについて行なったとなっているが、玩具性のプラスチックが対象で、普通の会社や学校で使うものは、対象とならず、性能も評価していて消し能力や価格が適正か等も見ている。この新聞の中で、当面あまり重視していなかった重金属の含有有無に関し、結果、調査点数56点中、スズが41点、クロムが27点、鉛が17点、カドミウムが16点含まれていて、高い濃度を示したものが7点あり、鉛で最大値が710ppm検出されたとのことであった。しかしながら、当時、分析において別の物質をカウントすると言う話もあって、分析精度について議論したとの話も聞いています。尚、この新聞から、工業会の会員はこの時点でこれらの物質を使っていないと主張しています。既にこの時点で工業会としては規制を設けていたようですが、結果的に、この新聞のせいで毎日、荷物がトラックで返品されてきたと言う話を前任者から聞かされています。具体的には、この新聞では、顔料としてクロム酸鉛（六価クロム）が使われていたのではないかと書かれています。食品衛生法や有害物質に係る家庭用品の規制に対し、消しゴムは対象外であったため、この時点では、法の網にかからなかったが、これまでの議論でもありましたが、子供達が毎日使うものであり、結果的に国がこの問題を把握し、指導がなされたと理解している。次の資料の4月6日付けの新聞で、工業会が出てくるのですが、当時メーカー8社で事務局の担当者として、元工業会の会長であった西岡会長の名前も出てきますが、ここでは厚生省告示178号でその規格基準に合致した製品作りをしているので、そんな筈はないとの主張をしています。工業会の8社については、安全性の高い原材料を使っていると主張しています。ただ私達工業会8社以外に20社程度アウトサイダーが存在していて、この新聞見る限り、工業会としては濡れ衣であると云っている感じです。経過と云う資料を見ていただきたいのですが、現在これらのJIS規格は廃版となっておりますが昭和57年の時点で、天然ゴムをベースとする消しゴム、それから、シャープペンシルに付ける消しゴム等のJIS規格がありました。消しゴムのJIS規格は昭和25年に出来たとのことで、戦後早い時期に設けられました。問題となりましたプラスチック字消しのS6050と云うJIS規格は昭和57年の時点で存在していましたが、JISの指定商品にはなっていなかったようです。今回の問題が起き、JISの改正作業に入りましたが、お配りしましたJIS規格のP6の解説の1.3に書かれているように、これより以前は有害物質の規定が設けられていませんでしたが新たに規定され、それ以外に、香料を使ってはならないことになりましたが、色付けについての規制は設けられませんでした。併せて、形状についても規定が設けられ、角形、斜面形、円板形及び円柱形と云うことでこれらの形以外ではJISがうてなくなりました。1983年版のJISの規格書にはJISマークが印刷されており、製品にJISマークが表示できます。この折は、有害物質としては、鉛とカドミウムとヒ素だけでありましたが、全体の縛りとして、プラスチック字消しには、有害物質を成分とする原材料を使用せずとなっており、構造的に字消しの中にこう云うものが入ることは無いと云うことになっています。資料制定までの経過で、4月にこの問題が起こって、6月に通産省から工業会の方にJIS S 6050を改正するよう指導があつて、7月から翌年の昭和58年の1月までJISの改正委員会で審議され、同年の2月に変更内容を報告し、JISについては、5月に標準調査会の審議を経て、9月に正式改正されて、12月1日付けで指定商品となり、これで1983年版の規格ができました。それで、なぜ安全管理マーク規定（今後は「規定」と記す。）が出来たかと云う話になるのですが、JIS改訂の審議の過程において、JISに該当しない色も匂いもついて、変わった形の玩具的な消しゴムをここに居る工業会のメン

バーは作っていて、JISではこれらの製品について、規格を満足することが出来ないため、JISとは別に新たな自主規制を設けて、形と香料については自由にしてもいい代わりに、その他についてはJISと同等の規制を設けるとのことで、規定が作られました。JISとは別に二本立てで消費者の皆様安心して選んでもらえるためのマークが出来、その結果、二つのマークが共存する状況となりました。その後、平成の8年頃に橋本内閣の行財政改革の一環として、時代的にも文房具に関して粗悪なものは無く、JISの役目は果たしたとの話があり、文房具業界も、字消工業会もJISを返上することになり、この時にJISマーク入りの商品が市場から無くなると云う状況になりました。字消工業会はたまたま安全管理マークの制度を持っていて、これがほとんどJISをベースにしたもので、これ一本で対応できると考えました。併せて、この規定の中には、天然ゴムをベースとした消しゴムも対象としており、身近なものとしては砂消しですが、これらのものについても先にお話しました通り、以前はJIS規格が存在していましたが、規格そのものが廃版となっております。更に性能は除外されますが、練り消しも規定の対象となっております。練り消しは子供が練って遊びますので、成分的に害になるものが入っているはならないとのことで規定の対象になっています。このことからこの規定は、市販されている消しゴムをほぼカバーしているものと考えています。安全管理マーク規定の制定に関しましては、昭和58年の5月から11月に掛けてJISの際の委員の先生方にご参加いただき、規定の作成を行なっていただきました。誤って食べてしまわないように、安全管理マーク規定の10、日本字消工業会会員の責務の(5)に食品類とまちがいがやすいものは、製造しない事と明記して、誤って食べてしまうことがないように対処しています。」との説明があつた。使用・消費者側委員より「すごく誠実に長くやられている。他の食品会社で15年前に大きな事件を起こしたところがあり、ここ最近はその事件のことに会があつても、全く役員の方が触れなくなって、消費者からすると、絶対そこは忘れちゃダメでしょと云うところですが、見ていると忘れがちになって行くのかなと云う感じで、続けられているのは頭の下がる思いです。10年位前にも玩具について、国から予算を頂いて、その時に試買テストして貰った。その時には機関車のような玩具からは鉛が出なかったがアクセサリー玩具から鉛が出た。そんなことがあつて、日本の玩具メーカーの海外工場に見学に行った。当初、どこも見せて貰うことが出来なかったが、バンコクに工場を持つその玩具メーカーだけが見せてくれた。やっぱり全体的な誠実さと云うか私たちもわかりますし、やっておられる事を是非消費者に伝えたい。」との発言があつた。

5. ガチャポン消しゴムについて

使用・消費者側委員より「回転寿司に行ったが、ガチャポンで出てきたのが消しゴムのオモチャだった。すごい数だと思うが精巧なお寿司の形をしていて、消しゴムと書いてあつた。ここに作っていらっしゃる方はいますか。」との質問があり、工業会側より「工業会の会員は、そのような消しゴムはやっていない。」との回答があり、並びに「日本ではそのようなものを得意とするメーカーさんがおられ、そのコピー商品もあるかも知れませんがどこが供給元か断言は出来ませんが、日本のメーカーさんのものであれば、形の点は別として、安全性や性能については大丈夫と考える。ただ真似した商品についてはわかりません。」との発言があつた。工業会側より「昔のスーパーカー消しゴムとかキン消しは消えなかった。消しゴムにしようとするとなれなりに大変で、単純に成形品を成形するのと消しゴムの機能を持たせて成形するのでは、数量が出来なかつたり、成形不良にな

り易いなどの点があり、両立しようとするとも時間もコストも掛かる。」との発言があり、使用・消費者側委員より「スーパーカー消しゴムは消しゴムと云うオモチャである。」との見解が示された。使用・消費者側委員より「昭和50年代は、子供も多かったし、消しゴムも華やかだった。美味しい香りとかオシャレであまり勉強は得意でなかったが、毎日のように変わった形の消しゴムを持って、すごく大事にした。」との発言があり、工業会側より「一時ブームがあった。今は沈静化している。子供たちも目移りするものが一杯あって、消しゴムだけではなくなっている。今の子供たちは。」との見解が示された。

6. JISマークについて

使用・消費者側委員より「JISマーク品がないのはさみしいですね。」との発言があり、工業会側より「今も制度的にはJISマークを表示することは、可能であるが工業会の会員も表示しようとするメンバーはいない。」との発言があり、使用・消費者側委員より「消しゴムについては、他のマークが付いているからいいが、他の商品も全部無くなってしまった。何とかして欲しい。」との意見があり、工業会側より「過去に文具はJISマークを返上しましたが、その後、新しいJISの制度が出来ましたが、その新しいJIS制度下でのJISを表示した製品はありません。」との報告があり、使用・消費者側委員より「そんなことだから、鉛筆削りで鉛筆を削ると芯が中心来ないことになる。」との発言があり、一方、使用・消費者側委員より「鉛筆削りの性能の影響もがあるのでは無いか。」との意見もあった。

7. 誤飲事故について

使用・消費者側委員より「最近消しゴムの誤飲の例はないか。」との質問に対し、事務局より「聞いていない。」との回答があり、使用・消費者側委員より「匂いを付けても形についての規制が工業会にはあるので防いでいる。他の業界では入浴剤がお菓子みたいな外装デザインであったり、豆乳と大きく書いてあるものがシャンプーにあってたりして、間違えて食べてしまう。工業会は形に規制があるのでそのようなことは無く防げるが、羊羹の形をした消しゴムだと見分けがつかず、気が付かずに間違ってしまう可能性は考えられる。」との発言があつた。使用・消費者側委員より「角型の石鹸で子供たちが遊んで口に入れたりする。水で溶けてしまうところも注意すべきところである。」との報告があつた。併せて、使用・消費者側委員より「事故が一番多いのは洗剤で、先ほどお話のありました、お菓子と見間違い易いものについては、パッケージに注意表示を行い、大きく書くとか、事故を未然に防ぐような処置が図られている。子供の場合は、小さい間はその行動が成長の過程でもあるので、事故を防ぐために回りもその点を理解し見守る必要がある。」との発言があつた。使用・消費者側委員より「昔は苦味をつけて飲み込まないようにしたことがあつたが、最近は見ないようだが。」との発言があり、使用・消費者側委員より「誤飲チェッカーを用いて誤飲し易いものを排除しておくべき」との発言があつた。使用・消費者側委員より「過去5年間で1000件の誤飲事故があつたとのデータがあり、新しいものとして電子タバコの事故が紹介されている。これは火がついていないのでゴミ箱に捨てるので、それが子供の誤飲に結びつく。タバコの吸殻については気をつけるというイメージが皆さんあると思うが電子タバコには火がないので注意せずに捨ててしまいますがその点が注意すべきポイントである。」との報告があつた。使用・消費者側委員より「調べてみると意外とゴミ箱の中のものゝ誤飲の対象物となっている。このことから新しい製品が出ると新しい事故が発生する。」との見解が示された。

8. 日本字消工業会のホームページの活用について

使用・消費者側委員より「工業会としてホームページで例えば誤飲事故が起こった場合にどのように取り扱っているのか」との質問があり、事務局より「注意喚起しなければいけない場合は発信できる状態ではあるが、今のところ実際に行ったことはない。ホームページへのアクセスとしては、大きく分けて子供さん、或いは保護者の方からと企業担当者からの問い合わせがある。夏休みになるとお子さんや保護者の方から夏休みの課題研究に消しゴムを選んだとのことで、問い合わせがきたり、見られるところはありますかととの質問があったりする。」との報告があり、使用・消費者側委員より「ユーチューブで見られません。」との情報提供があった。

以上

◎出席者（順不同 敬称略）

星 純	経済産業省 産業技術環境局 国際標準課
黒木 由美子	公益財団法人 日本中毒情報センター
赤井 尉 浩	一般財団法人 日本文化用品安全試験所
村田 政 光	元一般財団法人 日本文化用品安全試験所
柿本 章 子	主婦連合会
秋吉 セツ子	全国地域婦人団体連絡協議会
徳山 太	日本字消工業会会長（株式会社シード）
塚田 輝 夫	有限会社アミン
生沼 秀 樹	ヒノデワシ株式会社
矢島 泰 行	株式会社ヤジマ
山崎 孝	株式会社日本プラス
伊藤 忠 彰	ラビット株式会社
辻尾 伸 二	ラビット株式会社
渡辺 一 久	ぺんてる株式会社
新谷 全 利（事務局）	株式会社シード